

令和6年9月5日

## 緑町土砂災害で被災された方の生活を再建するための 給付金に関する調査について

緑町土砂災害で被害を受けた皆様

松山市長 野志 克仁  
(公印省略)

7月12日に発生した緑町土砂災害で被害を受けた皆様には、ご不便をおかけしています。松山市は、皆様が生活を再建するために必要な経費を給付するよう検討しています。被害の状況などを把握するため調査を行いますので、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

また、被害があると回答された方に、後日、被害状況などを聞き取りする予定です。ご協力をお願いします。

### 1. 調査の流れ

- (1) 別添の調査票に被害状況や調査希望日などを記入いただき、9月24日(火)までに同封の返信用封筒で返送してください(※被害がない場合、被害無に○を付けて返送いただくと幸いです。)
- (2) 返送いただいた後、訪問日時を確定して事前にご連絡し、職員が現地調査に伺います。
- (3) 現地調査で、調査票に記入された購入物や修繕品のほか、請求書、領収書、被害状況が分かる写真などを確認させていただきます。

### 2. 被害状況の調査範囲

- (1) 建物：修繕費
- (2) 家財など：修繕費、購入費
- (3) 自動車など：修繕費、購入費
- (4) その他：生活再建するために必要な費用の実費

※ 加入している保険などで費用が賄われる場合は、給付対象外になる場合があります。ご了承ください。

※ 対象になるか迷う場合は、ひとまず調査票に記入してください。

### 3. その他

- 同封の調査票などの様式は、松山市ホームページに掲載しています。パソコンなどで作成される場合や書き損じの際にご利用ください。

緑町土砂災害で被災された方の生活を再建するための給付金に関する調査について  
[https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/saigai/r6/midorimachi\\_kyufukin.html](https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/saigai/r6/midorimachi_kyufukin.html)



#### 【お問い合わせ】

●緑町土砂災害生活再建金給付チーム (TEL 089-948-6116)

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 本館5階会議室

受付時間：午前9時から午後5時まで(9月24日まで) ※土日祝は電話対応

E-mail: seikatsu-saiken@city.matsuyama.ehime.jp

●生活再建金以外のお問い合わせは、松山市災害対策本部までご連絡ください。

(TEL 089-987-7000) ※夜間・土日祝は 090-5146-1120